

文京区旅館業法施行条例改正骨子案

1 改正の趣旨

文京区において、旅館業施設の増加に伴い、公衆衛生の一層の向上並びに区民の良好な生活環境の確保及び利用者の安全の確保を図るため、文京区旅館業法施行条例の見直しを行う。

2 改正の概要

(1) 営業者の責務

営業者の責務について、次の事項を追加する。

ア 施設入口等における表示義務（既存施設を含む）

施設の名称、連絡先及び営業種別について、公衆が容易に確認できる方法により明示すること。

イ 従事者の常駐（既存施設を含む）

営業時間内においては、施設内に従事者を常駐させること。

ただし、既存施設においては、「施設内」を「玄関帳場若しくはフロントを有する施設又は宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備を有する施設」と読み替える。

ウ 代理人の選任（既存施設を含む）

営業者が個人であって日本国内に住所を有しない場合には、当該旅館業に関する一切の行為（裁判上の行為を除く）を行う代理人（日本国内に住所を有する者に限る）を選任すること。

(2) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備基準

施設の構造設備基準について、次のとおり見直しを行う。

ア 玄関帳場の設置

宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。

イ 階層式寝台の制限（既存施設を含む）

階層式寝台を設ける場合は、二層（二段）までとすること。

ウ 浴室に関する基準の見直し（既存施設を含む）

和式浴室及び洋式浴室の区分を廃止し、清掃が容易に行える構造とするとともに、適切な大きさの排水溝を適切な位置に設置し、浴場外から見通せない構造とすること。

エ サウナ室に関する基準の追加

共同用浴室以外にサウナ室を設ける場合は、扉をラッチ式でない構造とし、非常用ブザーを設置すること。

オ 従事者の常駐用設備の設置

従事者が常駐するため、十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる居室及び客室外に従事者が利用できる便所を設置すること。

カ 住戸と兼用する場合の構造要件

旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、当該施設と住戸とを明確に区画し、かつ、廊下、階段、出入口その他の避難施設について宿泊者と居住者の共用部分が存しない構造とすること。

キ 配膳室に関する規定の削除

(3) 簡易宿所営業の施設の構造設備基準

簡易宿所営業の施設について、次のとおり見直しを行う。

ア 浴室等に関する基準の追加

客室内に浴室又はシャワー室を設ける場合は、浴場外から見通せない構造とし、十分な広さの脱衣所を前室として設けるとともに、施錠可能な構造とすること。

イ 便所に関する基準の見直し

多数人で共用する客室内に便所を設ける場合は、男女を区分し、宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

ウ 衛生設備の独立性

客室内に洗面設備、便所及び入浴設備（脱衣所を含む）を設ける場合は、それぞれが独立して利用できる構造とすること。

エ 従事者の常駐用設備の設置

従事者が常駐するため、十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる居室及び客室外に従事者が利用できる便所を設置すること。

オ 住戸と兼用する場合の構造要件

旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、当該施設と住戸とを明確に区画し、かつ、廊下、階段、出入口その他の避難施設について宿泊者と居住者の共用部分が存しない構造とすること。

(4) その他

所要の文言整理を行う。

3 現行の条例

別紙のとおり